（資源課の所掌事務）

第五百五十一条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三　（略）

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十二条　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）

二　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百五十四条　資源管理推進官は、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（外国漁船管理官）

第五百五十四条の二　（略）

2　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百五十五条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百五十七条の二　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百五十九条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十二条　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百六十三条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十六条　資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百五十一条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課の所掌に属するものを除く。）。

二　沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可に関すること。

三　（略）

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十二条　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）

（外国漁船管理官）

第五百五十四条　（略）

2　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百五十五条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百五十七条の二　資源管理推進官は、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百五十九条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業及び日本海べにずわいがに漁業の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十二条　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（資源課の所掌事務）

第五百六十三条の二　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業及び日本海べにずわいがに漁業の許可に関すること。

三・四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百六十六条　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。